

双葉町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日作成

平成30年9月12日改正

双葉町長

双葉町議会議長

双葉町教育委員会

双葉町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」いう。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、双葉町長、双葉町議会議長及び双葉町教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

第I 計画の目的と期間

（1）計画の目的

職員が、一人ひとりその能力を十分に発揮し、職務を遂行するためには職場だけでなく、家庭や地域においても充実した生活を送ることが必要であり、職場と生活の調和（ワークライフバランス）が取れていることが、公務に対する意欲や能率をあげ、さらには行政サービスの向上につながるものと考えます。

しかし、女性職員は特に出産や育児、ひいては介護等にかかわることが多く、キャリアの中断や時間の制約を受けることが多く、女性職員の持つ経験や能力を生かしきれてない状況にあります。

組織全体の活性化にも女性職員の活躍は不可欠であり、全ての職員がいきいきと活躍できる職場環境を作るため、本計画を策定いたしました。

（2）計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第Ⅱ 情勢職員の活躍の推進に向けた体制整備等

双葉町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、庁議により本計画の変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行います。

第Ⅲ 計画の内容

(1) 職員の任用面について

①採用した職員に占める女性職員の割合

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
全 体	2人	2人	8人	12人	6人	6人	6人
うち女性	0人	0人	5人	6人	3人	2人	2人
割 合	0%	0%	62.5%	50%	50%	33%	33%

年度により採用者数に増減はありますが、概ねバランスよく採用が行われている状況です。今後も引き続きバランスの良い男女構成比を目指していきます。

②管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（平成29年度）

役 職	男 性	女 性	計	女性の割合
課 長	11人	1人	12人	8%
主 幹	6人	2人	8人	25%

年齢構成の男女比が影響していることが大きいと考えられます。50歳代の職員は女性の採用が少なかったこともあり、課長職については1人です。

目標：今後管理的地位にある職員に占める女性職員の割合平成29年度実績15%を25%以上にする。（目標達成年度：平成31年度）

③係長以上の職員に占める女性職員の割合（平成29年度）

役職	男性	女性	計	女性の割合
課長	11人	1人	12人	8%
主幹	6人	2人	8人	25%
課長補佐	5人	0人	5人	0%
係長	12人	3人	15人	20%
合計	34人	6人	40人	15%

目標：出産や子育てなど個々の女性職員の事情に配慮した柔軟な人事を行い、平成31年度までに係長職以上の女性職員の割合を、平成29年度実績15%から引き上げ30%以上にする。

(2) 女性職員の意識啓発

今まで女性が管理職員（課長・主幹）に登用されることが少なかったため、女性職員は補佐的な立場であるという潜在的な認識が男女ともに存在しています。

今後そういった男女差を解消し、女性が積極的に管理職として活躍できるよう、女性職員の意識改革を行う必要があります。

目標：女性職員を対象とした研修等に派遣を行う。

第IV 計画推進のために

この計画の実施に当たっては、上記の目標に対する取り組みの進捗状況適宜確認しながら全庁的に女性職員の活躍を推進し、職場全体がいきいきと働くことのできる職場づくりに努めます。